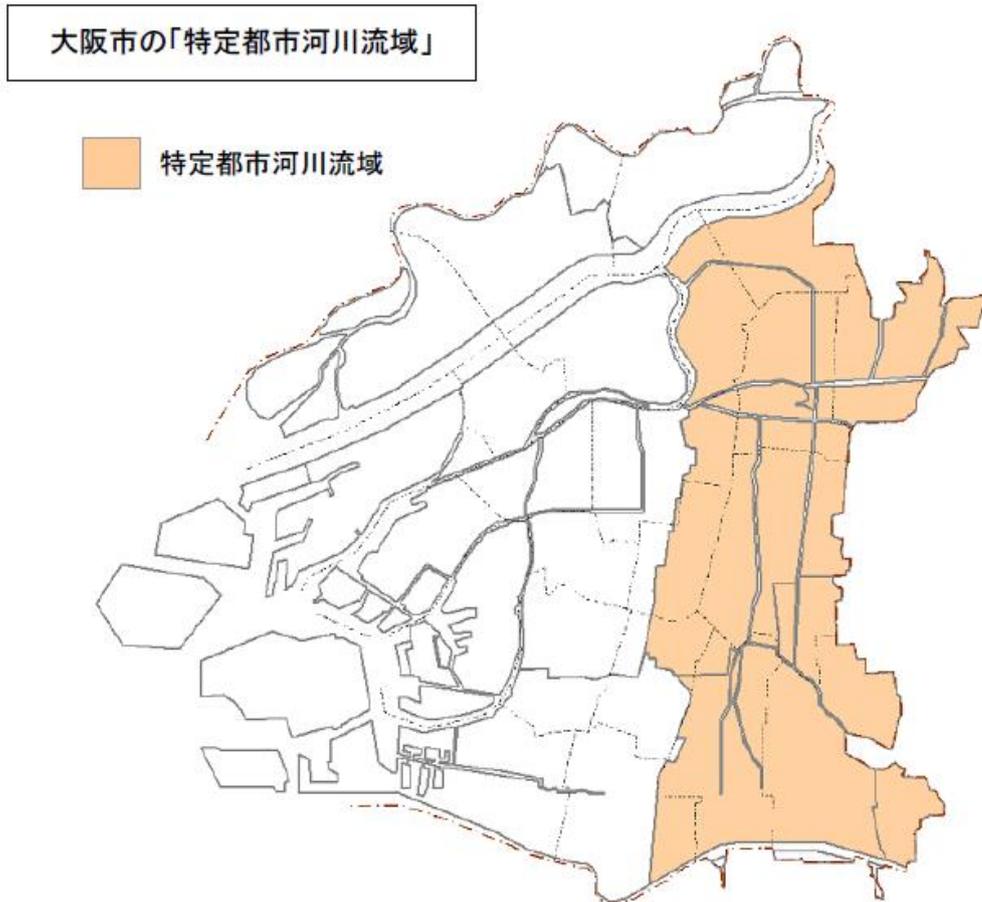


## 語句説明

### (※1) 特定都市河川流域

- ・ 総合的な浸水対策を確実に推進するために、大阪府知事により指定された区域。
- ・ 大阪市内では、下図に示す区域が「特定都市河川流域」となります。



(注意) 区域境界の詳細については[大阪府ホームページをご覧ください](#)。  
ご不明の場合は、次の担当部署へお問い合わせください。

### (お問い合わせ先)

**大阪市建設局下水道部施設管理課**

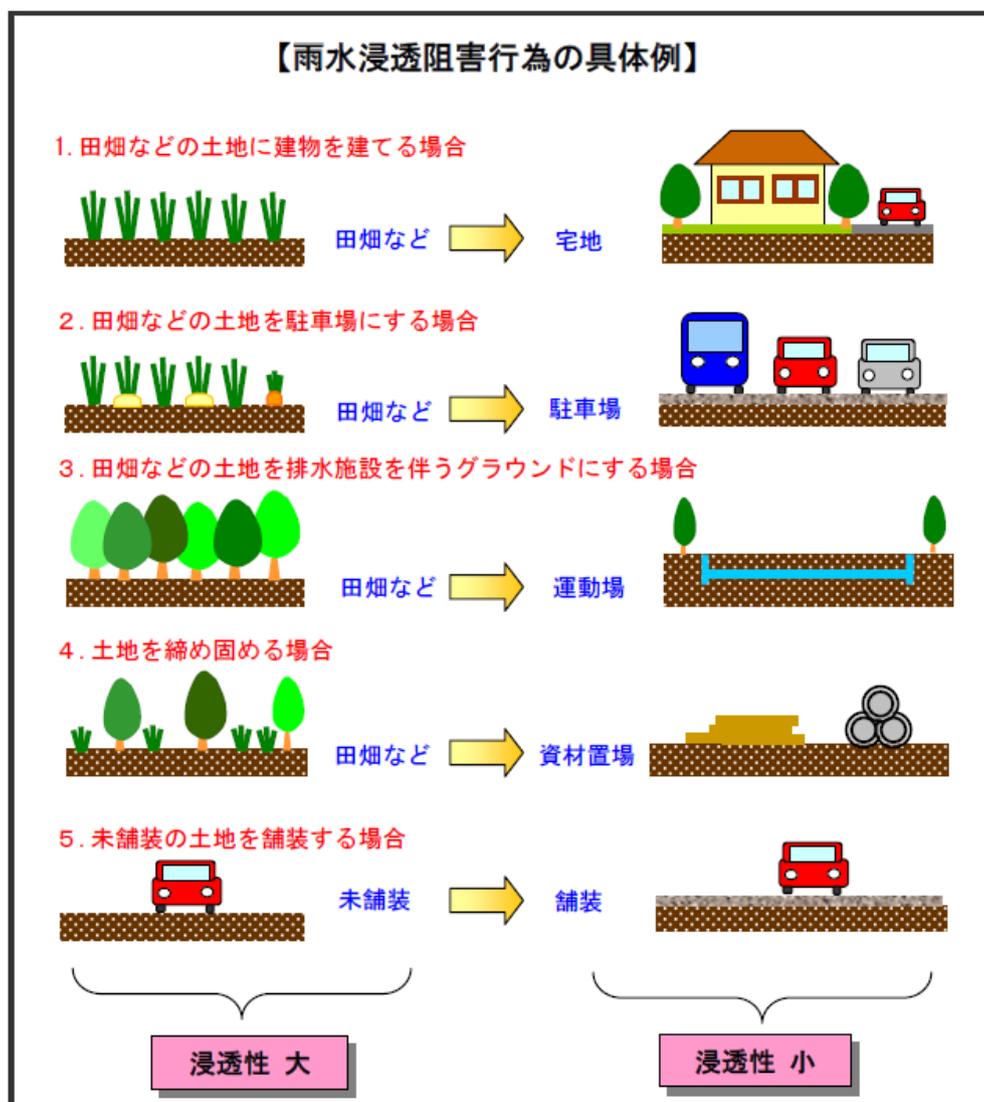
「許認可申請等・排水協議窓口」(分室)

電話番号：06-6615-6260 FAX番号：06-6615-7690

(所在地)大阪市住之江区南港北2-1-10 ATCビル1TM棟6階

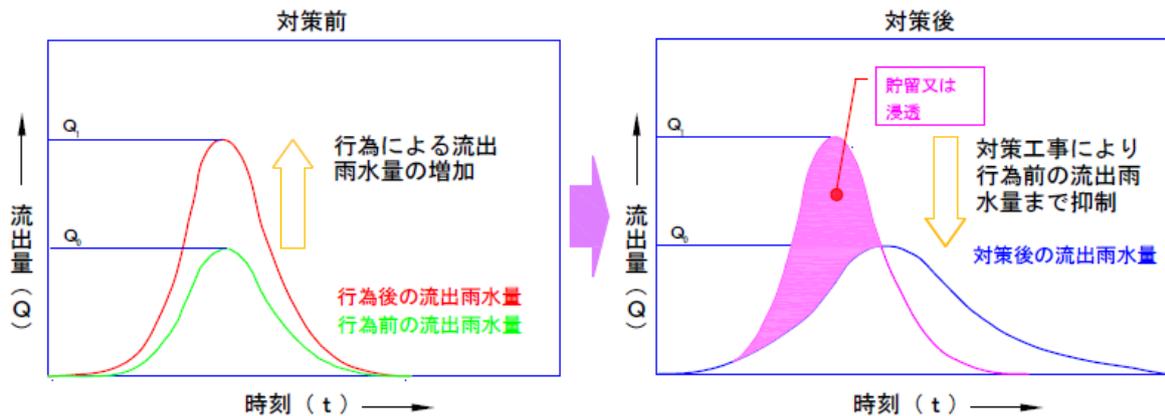
## (※2) 雨水浸透阻害行為

- ・ 雨水の流出量を増加させる行為として、雨水が浸透しやすい土地から雨水が浸透しにくい土地への変更を伴う行為。
- ・ 具体的には、「田畑などの土地に建物を建てる場合」、「田畑などの土地を駐車場にする場合」、「田畑などの土地をグラウンドなどにする場合」、「未舗装の土地を舗装する場合」等が雨水浸透阻害行為に該当します。



## (※3) 対策工事

- ・ 雨水浸透阻害行為後の雨水流出量の最大値が、行為前の雨水流出量の最大値を超えないように、雨水の流出を抑制するための対策として行う工事。
- ・ 雨水貯留施設や雨水浸透施設の設置を行い、雨水の流出量を抑制します。



(※4)貯留浸透の努力義務

流域内の住民・事業者の「雨水を貯留浸透させる努力」(法第5条)

- ・ 特定都市河川流域における水害を軽減するために、特定都市河川流域にお住まいの方や特定都市河川流域内の事業者の方などは、雨水の貯留や浸透について、自ら努めるようご協力をお願い致します。
- ・ 貯留や浸透に関するご相談は、[こちらで受け付け](#)ております。
- ・ 『雨水貯留タンク』を設置していただく方に対して、購入費用の一部を助成する制度があります。[詳しくはこちらをご覧ください。](#)

(※5)流出抑制の努力義務

1,000 m<sup>3</sup>未満の雨水浸透阻害行為を行う場合の「雨水流出量の増加抑制の努力」(法第19条)

- ・ 1,000 m<sup>3</sup>未満の許可を必要としない雨水浸透阻害行為の場合にも、雨水流出量の増加を抑制するための雨水の貯留や浸透の実施に努めるようご協力をお願い致します。
- ・ 貯留や浸透に関するご相談は、[こちらで受け付け](#)ております。